

福井県報

第 270 号
令和 5 年
10月 24 日(火)
火曜日発行

告示

目次

○種畜証明書を交付した旨の通報(四一〇・中山間農業・畜産課)……………一
○福井県知事管理漁獲可能量の変更(四一一・水産課)……………一
公 告

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業・市場開拓課)……………一
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(同)……………二
○公共測量の実施(三件・土木管理課)……………三

告示

福井県告示第410号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から同法第4条第1項本文の種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5年10月24日

福井県知事 杉本 達治

種畜証明書番号	家畜の種類	品 種	名 号	生年月日	等 級	飼養者の住所および氏名または名称
22118010001	馬	その他	浅黄	平成27年5月31日	級 外	福井県福井市 益田 正次

福井県告示第411号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろの令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年10月24日

福井県知事 杉本 達治

第1 くろまぐろ(小型魚)
1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ(小型魚)定置漁業	31.9
福井県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等	0.4

第2 くろまぐろ(大型魚)

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ (大型魚)定置漁業	20.1
福井県くろまぐろ (大型魚)漁船漁業等	0.2

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

令和5年10月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称) アクロス芝原店
福井県越前市芝原三丁目1字東江崎1番 外18筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴
東京都千代田区紀尾井町4番1号
- 3 変更事項
大規模小売店の名称
変更前：(仮称) アクロス芝原店
変更後：アクロス芝原店
- 4 変更の年月日
令和5年7月22日
- 5 届出のあった日
令和5年9月27日
- 6 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県越前市府中1丁目13-7
越前市産業観光部産業政策課
- 7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出先

福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和5年10月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ケーズデンキ福井北店
福井県福井市高柳二丁目1101番 外5筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ
代表取締役 杉本 正彦
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ
代表取締役 杉本 正彦
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 4 変更しようとする事項
廃棄物等の保管施設の位置および容量
- 5 変更する年月日
令和5年10月4日
- 6 変更する理由
店舗運営計画の変更のため
- 7 届出のあった日
令和5年10月3日
- 8 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄一丁目4番1号
福井市商工労働部商工振興課
- 9 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

- 10 意見書の提出先
福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和5年9月22日に福井地方事務局より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井地方事務局
- 2 作業の種類
公共測量（登記所備付知事作成作業に伴う基準点測量）
- 3 作業の期間
令和5年10月1日から令和7年2月29日まで
- 4 作業の地域
福井県坂井市丸岡町本町一丁目ほか地区内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和5年9月25日に福井河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所

- 2 作業の種類
道路基準点
- 3 作業の期間
令和5年10月10日から令和5年12月20日まで
- 4 作業の地域
福井県三方上中郡若狭町日笠～小浜市加斗

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和5年10月4日に若狭町より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
若狭町
- 2 作業の種類
公共測量（道路3次元データ計測）
- 3 作業の期間
令和5年10月18日から令和6年2月29日まで
- 4 作業の地域
若狭町内一円

令和五年十月二十四日発行
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県